

指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分		注 介護職員2人が行った場合	注 全身入浴が困難で、清拭又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域介護予防訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費	(1回につき 84.9単位)	× 95 / 100	× 70 / 100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90 / 100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 × 85 / 100	+ 15 / 100	+ 10 / 100	+ 5 / 100
ロ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算()イ (1回につき + 3.6単位) (2) サービス提供体制強化加算()ロ (1回につき + 2.4単位)						
ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 58 / 1000) (2) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 42 / 1000) (3) 介護職員処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 23 / 1000) (4) 介護職員処遇改善加算() (1月につき (3)の90 / 100) (5) 介護職員処遇改善加算() (1月につき (3)の80 / 100)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					
ニ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 21 / 1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算() (1月につき + 所定単位 × 15 / 1000)	注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計					

：「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」、「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

+	単位	+	単位
-	単位	-	単位
×	/ 100	×	/ 100
+	/ 100	+	所定単位 × / 100